

廃施専 第 30-1 号  
平成30年9月27日

埼玉県知事 上田 清司 様

埼玉県廃棄物処理施設専門委員会  
委員長 藤吉 秀昭



株式会社タカラヤマの産業廃棄物処理施設（焼却施設）変更計画に係る  
生活環境保全に関する意見

本委員会において、株式会社タカラヤマの産業廃棄物処理施設（焼却施設）変更計画並びに生活環境影響調査書を、技術上の観点から審査した結果、生活環境影響調査結果については当該地域に定められた基準等を満足していること、産業廃棄物処理施設変更計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた技術上の基準に照らし、適正処理に必要な水準に達していると考えられる。

なお、下記の事項について留意すべく、必要に応じ所要の措置を講じるべきと判断される。

記

- 1 事業計画地周辺には住宅が立地していることから、環境対策に十分配慮すること。  
特に騒音対策については、万全を期すこと。
- 2 焼却灰及びばいじんの性状把握に努めるとともに、それらの日常的な管理にも十分留意すること。

